

海外との比較で考える「攻めの福祉」の可能性 ーフランスの家庭経済ソーシャルワーカーの実践にみる「攻めの福祉」

佐藤 順子(佛教大学 専門職キャリアサポートセンター 専任講師)

1. 家庭経済ソーシャルワーカー(Conseillère en économie sociale et familiale :CESF)とは?
 - ①フランス独自の社会福祉職(国家資格)のひとつ
 - ・定義：生活における課題の解決を支援するために、成人に対する教育と情報提供に協力するソーシャルワーカー。
専門的な活動は、他のソーシャルワーカーとの協働による社会福祉活動の枠に組み込まれる(1973年)
 - ②「家庭科教員」からソーシャルワーカーへ
 - ・1960年代後半以降、フランス社会では多重債務問題、銀行口座およびローン問題、失業および職業復帰の問題などの現象が顕在化
 - ・生活困窮者の増加に伴って、経済的支援である手当などの現金給付だけでなく、さまざまなタイプの支援が求められるように
 - ③資格成立の背景には
 - ・従来型「家庭」の変容と女性の意識変化により、「家庭科教育」が経済や社会の変化にそぐわなくなり、CESFという新しい職業が誕生
2. 職場と仕事の方法は?
 - ①従前は、家族手当金庫(各自治体にある全国組織。家族手当の給付と育児支援サービス等を行う)が職場の中心だったが、近年ではフードバンクや低家賃住宅公団、マイクロクレジット機関、行政の成年後見機関など幅広い職場に展開されている
 - ②アシスタント・ソシアル(行政の福祉事務職)やエデュケーター(児童支援を専門とするソーシャルワーカー)と連携しながら対象者・家族への伴走支援を行う
 - ③さまざまな職場で働く CESF がハブになって各種の制度申請を援助する
3. 具体的な業務とは? 一家庭内に踏み込んだソーシャルワーク
 - ①家計の管理支援
 - ②借金・滞納問題の解決支援ー低家賃住宅入居者の家賃滞納支援や多重債務委員会への参加
 - ③食生活・食事指導や光熱費を抑えるための暮らし方支援
 - ④家族手当金庫からの要請による家族手当などの適切な支出支援
 - ⑤成年後見業務

…背景には、家族手当に象徴されるように、金銭給付だけでなくソーシャルワークが支援の両輪という社会の認識

4. 日本への示唆

①「申請主義」を本人または代理人の申請を出発点とした福祉サービスの開始と捉えると…

- ・日本では、条件付きながらも、措置(行政処分)による生活保護開始や乳児院、児童養護施設や養護(特別養護)老人ホームなどへの入所が可能

②一方で、フランスでは具体的な支援契約に基づいた支援が通例

- ・フランスの RSA(活動的連帯所得手当・最低生活を金銭面で保障)受給に際しても、**本人と行政(ソーシャルワーカー)との間で支援契約が結ばれる**
- ・自ら申請できない人は、成年後見制度を利用し、裁判所から後見人に付与された代理権に基づいて CESF が申請を行い、本人の意思を尊重しつつ、本人に代わって支援契約を結ぶ
- ・現状では、特に生活保護に見られるように、**パターナリズム(権威的ソーシャルワーク)が支援を受けている側にスティグマを生んでいる**
→結果的に「申請しにくさ」につながる
- ・申請による支援契約を結ぶことのメリット…パターナリズムの排除
→「申請を阻む要因」としてのスティグマの解消を目指す必要がある

ご清聴ありがとうございました。

